

"2015年"相続増税で対象者は10倍?

& 消費増税はしっかり転嫁できていますか?

増税ラッシュは事業者としても個人としても他人事ではありませんよ!

「ウチは大した資産がないから相続税なんか無関係」。こう思っている人は多いでしょう。実際、現在 (2014年4月)の税制では相続税を申告する必要のある人は全体の4%程度と言われているため、「一握 りの資産家の話」と思ってしまうのも無理はありません。でも、相続税は2015年1月1日から改変され増税になり、対象になる人も一気に増えます。もはや他人事ではないこの相続税問題を解説します。

また、全国商工会連合会の調査によると、中小・小規模事業者の約4割が消費税引き上げ分の転嫁が 困難と回答しています。消費税法の改正と合わせ、来秋の再引き上げを見越して対策を立てましょう。

■日時: 9月 2日(火)

13:30~15:30 (講習会)

15:30~18:30 (相談会)

■日時: 9月 5日(金)

13:30~15:30 (講習会)

15:30~18:30 (相談会)

■ 会場: 瀬戸内市中央公民館 (瀬戸内市邑久町尾張465-1 ☎ 22-3761)

● 講 師: 村上 健 税理士事務所 税理士 村上 心理 先生

● 受講料: 無料 ●申込先: 瀬戸内市商工会

● 定 員: 各20名 瀬戸内市邑久町山田庄182-4 **☎** 22-1010 (担当:佐藤)

FAX: 0869 – 22 – 1016 E-mail: info@setouchi.org

平成26年度消費税転嫁対策窓口相談等事業・事業者向け講習会&個別相談会

「相続増税対策・消費増税対策について」参加申込書

参加日(○で囲む)	9/2(火)	9/5(金)
ご住所 〒701一		貴事業所名
瀬戸内市		
25 –	FAX —	参加者名
相談会:申し込む・申し込	- まない (○で囲む) 希望時間	[15:30 16:30 17:30]